

国土審議会 水資源開発分科会 第3回筑後川部会

平成17年3月15日（火）

【事務局】 まだ定刻まで少しございますが、今日御出席予定の先生がおそろいになりましたので、始めさせて頂きたいと存じます。

まず、開会の前に配付資料の確認をさせて頂きたいと存じます。

お手元にクリップ留めをした資料がございます。これが本日の資料でございます。その2枚目に資料一覧がございます。まず資料1と致しまして、筑後川部会の委員名簿、資料2が次期「筑後川水系における水資源開発基本計画」（案）でございます。

それと参考資料と致しまして、参考資料1が次期「筑後川水系における水資源開発基本計画」（案）の需要想定等の補足の資料でございます。それと参考2が各県における需要想定のお考え方。以上でございます。全てでございますでしょうか。乱丁あるいは配付漏れ等はないでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまから国土審議会水資源開発分科会第3回筑後川部会を開会させて頂きたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本日の会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに御報告を申し上げます。本日は定足数以上の御出席を頂いておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づきまして、この会議は有効に成立を致しております。

また、本日は第3回目の部会でございますので、御出席委員の特別委員及び専門委員の方々の御紹介は省略させて頂きたいと存じます。

なお、神野専門委員は本日は御都合により御欠席という連絡を頂いております。

お手元に座席表を配付してございます。参考にして頂ければと存じます。

それでは、ここで事務局から一言ごあいさつを申し上げます。

【事務局】 お忙しい中、この会議のためにお越し下さいまして、本当にありがとうございます。

この筑後川水系における水資源開発基本計画についての審議は、先月の10日に第2回の部会を開催させて頂きました。そこでは現行計画の水需要の状況、いわばこれまでの計画

についての総括的な評価、それから今後の計画を見据えた需要の見通し、あるいは供給施設の状況、その安定性、次期計画の需要と供給との突き合わせ、いわば計画案の骨子的なものについて御説明申し上げ、様々貴重な御意見を頂戴したところでございます。

また、その御意見の中で地域の自助努力のお話、あるいは安定供給、利水安全度といったことについて、積極的にPRをしていかなければといったような御意見も頂戴したところでございます。

今日まで、私どもといたしましては、前回頂いた意見を踏まえながら、次の計画をどのような表現でまとめるかということについて、関係者とも色々相談をしてみました。そういう結果として今日の事務局案といったものを取りまとめたところでございます。

本日の部会におきましては、この事務局案に基づきまして御議論を頂き、できるならば取りまとめをお願いしたいと考えております。ぜひ活発な御審議をお願い申し上げます。

簡単ですが、以上でございます。

【事務局】 それでは、議事次第の2の議事に移らせて頂きたいと存じます。

これからの進行につきましては、部会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

【部会長】 本日は大変お忙しい中、委員の先生方にはこのようにお集まり頂きましてありがとうございます。

本日は第3回目の筑後川部会でございますが、審議に入ります前に、議事の取り扱いを改めて確認させていただきます。

議事の公開につきましては、前回と同様に議事録の公開をもって行い、議事録は発言者の名前なしで公開することになります。

それでは、早速審議に入ります。

前回の部会におきましては、次期筑後川水系における水資源開発基本計画の需給想定を中心に、皆様方に御議論頂きました。本日は、その際に頂きました有益な御意見を踏まえまして、事務局が次期計画の案を作成して頂いております。本日はこの計画案を中心に御議論頂きまして、部会としての取りまとめを行いたいと思いますので、よろしく御審議のほどをお願い致します。

それでは、まず事務局から資料に沿いまして御説明頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、次期計画につきまして、資料2を用いて御説明申し上げます。

資料2は次期計画の骨子、新旧対照表、計画本文案、そして閣議決定の説明資料の4つで構成しております。

まず基本計画の組み立てを1ページの骨子で御説明致します。

基本計画は水資源開発促進法の中で定められた3つの柱立てからなっております。1番目として、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を定め、2番目として、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、3番目に、その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項を計画として定めることになっております。

この骨子で計画案の骨格を簡単に御説明致しますが、1の水の用途別の需要の見通し及び供給の目標の中で、次期計画の目標年次は平成27年度とすること、都市用水の需要の見通しは関係県における需要想定の結果等により設定し、農業用水の見通しは農水省における事業別の計画等により設定すること、また供給の目標としては(2)の需要の見通しに対して、近年の降雨状況による流況の変化等を考慮して、安定的な水利用を可能とすることとしております。

2の供給の目標を達成するための施設の建設に関する事項でございますが、継続事業である福岡導水事業、大山ダム建設事業、佐賀導水事業、筑後川下流土地改良事業、小石原川ダム建設事業とともに、施設の改築を行います両筑平野用水二期事業を新たに計画に位置づけており、また、3のその他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する事項としましては、その下に8つの項目がございますが、各項目に沿って記述をしております。

以上が骨格でございましたが、次のA3サイズの新旧対照表を用いまして、次期計画の内容について御説明を申し上げます。

新旧対照表の左側に現行の計画本文を示してございます。右側の変更案(第4次)と書かれたものが、次期計画の本文の案になります。アンダーラインを引いたところが現行計画からの主な変更点でございます。

まず資料の2ページの1.用途別の需要の見通し及び供給の目標ですが、次期計画の目標年次を平成27年度とすること、また経済社会の諸動向などに配慮しつつ、必要に応じて見直すという考え方を記述しております。

なお現行計画との対比では、現行計画の3行目の半ばから、「この水系及び関連水系における今後の計画的整備のための調査を待って、順次具体化する」という記述をしておりましたが、この度の新たな計画案ではこの記述を削除しております。この点が変更点となっております。

次の（１）で用途別の需要の見通しを水道用水、工業用水、農業用水のそれぞれについて記述しております。筑後川水系に水道用水または工業用水を依存している地域において、水道用水及び工業用水を筑後川水系に依存する需要の見通しは毎秒約10.4立方メートルと記しております。これは前回の部会におきまして都市用水として御説明したものでございます。

このうち的水道用水につきましては、毎秒約8.2立方メートル、また工業用水のうちの工業用水道は、毎秒約2.2立方メートルをこの水系に依存するという計画でございます。

農業用水につきましては、福岡県及び佐賀県にまたがる地域で、農業基盤の整備に伴って増加する農業用水の需要の見通しを毎秒約0.1立方メートルとしております。

次に（２）が供給の目標でございます。これらの水需要、というのは前段（１）で記述している需要の見通しを指しております。（１）の需要に対して、近年の降雨状況等による流況の変化や地域の実情を勘案して、安定的な水の利用を可能とすることを目標としております。このために２の供給の目標を達成するための施設に関する事項に挙げました施設を建設致します。

この施設整備とこれまでに整備した水資源開発施設等によって、供給が可能と見込まれる水道用水及び工業用水の水量は、近年の20年で２番目の規模の渇水時には毎秒約11立方メートルとなります。これにより次期計画の需要を満たし得ることとなります。一方、計画当時の流況をもとにすれば、供給可能量は毎秒約13.4立方メートルとなります。

また農業用水の増加分として、毎秒約0.1立方メートルを筑後川水系から供給するという計画にしております。

次の３ページをご覧ください。ここでは供給の目標を達成するための施設の建設に関する事項を記述しております。

冒頭に施設の整備に当たって、社会経済情勢の変化を踏まえ、事業マネジメントの徹底、透明性の確保、コスト縮減等の観点を重視することを新たに記しております。

個別事業に参りますが、まず（１）の福岡導水事業でございます。組織の改正に伴いまして、事業主体が水資源開発公団から独立行政法人水資源機構へ変更となっております。また予定工期の完了年次を現行計画の平成12年度から平成24年度としております。

次に、左側の現行計画の番号で見ますと（２）の筑後川下流用水事業ですが、この事業は平成9年度に完了しております。

続きましてその下、現行計画の（３）の大山ダム建設事業ですが、これは事業主体と予

定工期を変更しておりますが、事業内容の変更はございません。

次の4ページにお移り頂きまして、現行計画の(4)竜門ダム建設事業でございますが、この事業は平成13年度に完了してございます。

次の現行計画(5)猪牟田ダム建設事業でございますが、この事業は公共事業見直しにより事業再評価を経て、平成12年度に事業の中止が決定しております。次期計画からは外れてございます。

続きまして現行計画の(6)佐賀導水事業ですが、これは事業主体が変更になっているだけで、内容の変更はございません。

4ページから5ページにかけて、現行計画の(7)城原川ダム建設事業がございまして、この事業は利水からの撤退が決定してございます。その結果、次期計画の対象からは外れてございます。

5ページの(8)耳納山麓土地改良事業ですが、この事業は平成5年度に完了しております。

続きまして現行計画(9)の筑後川下流土地改良事業ですが、この事業はクリーク整備の延長が若干増加していることと、予定工期の完了年次が平成23年度という点の変更点でございます。

次に現行計画の(10)の小石原川ダム建設事業ですが、計画の詳細が定まりまして、新規利水容量が460万立方メートル、有効貯水容量が3,910万立方メートル、予定工期としまして平成27年度完了という記載を追記してございます。

6ページを開いて頂きまして、これまでの水資源開発施設に加えまして、ここは改築事業を記載してございます。両筑平野用水施設の改築事業であります両筑平野用水二期事業を追記してございます。この事業は、昭和50年度から供用開始された両筑平野用水施設の改築を行うというものでございます。事業主体は水資源機構、予定工期は平成17年度から平成25年度までを予定してございます。

以上が各事業の概要の御説明でございました。

また、事業全体に共通することでございますが、現行計画におきましては、各事業の合計事業費の記載がございました。現行計画では9,500億円という総事業費の記載でございましたが、新たな計画では事業費は記載してございません。これは公共事業の中長期計画の抜本の見直しの結果、計画の視点を従前、事業費あるいは事業量としていたものを、目指す成果に移すという基本方針が、平成14年に閣議決定されたことと歩調を合わせた結果

でございます。

2の施設の建設に関する事項についての変更点は以上でございます。

続きまして3のその他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項でございます。これも変更点を中心に御説明申し上げます。

まず(1)に筑後川水系における適切な水利用の安定性を確保するためには、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする、という精神を記述しております。

この趣旨は、近年では全国ベースで見ますと、増加し続ける水需要に供給が追いつかないという状態は脱しつつございます。一方で、これまでに水資源開発施設の建設を推進してまいりました結果、相当量のストックが形成されている。

このような現状を踏まえて、水利用の安定性を向上させるため、水資源開発に加えて、既存施設の有効活用や施設運用の弾力化などの供給側の対応とともに、水の反復利用の推進や施設管理の強化といった、需要側の対応との両面からの総合的な視点で水利用の効率化を進めていくと、そういった趣旨で記述したものでございます。

次の(2)につきましては、水源地での周辺の整備あるいは活性化といった記述に相当するところですが、アンダーラインの、流域内外の地域連携を通じ、地域の特色を生かした活性化という概念を新たに変更点としてつけ加えてございます。

(3)につきましては、新たな考え方、新たな視点と致しまして、流域単位での健全な水循環を重視する。さらに適正な土砂管理に努めるということを現行計画に加えてございます。「さらに」以下が追加点でございますが、また「既設ダム群等の有効活用により、適正な流況の保持に努めるなどの適切な水管理を図り、これにより有明海の環境保全に資する」という考え方を新たに記述してございます。

次の7ページをご覧頂きますと、新たな計画の(4)でございます。これは地下水の利用に関する記述ですが、この項目は新設でございます。読み上げさせていただきますが、「この水系に各種用水を依存している諸地域においては、一部の地域で過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したものの、依然として地下水に対する依存度が高いことから、安定的な水の供給を確保するため、地下水の適切な利用が図られるよう、地下水採取の規制、地下水位の観測や調査等を引き続き行うこととする」という記述でございます。当地域の地下水の重要性あるいは地盤沈下への影響等を考えて、新たに記述するとしたところでございます。

新たな計画の(5)でございますが、内容自体は現行計画と変えてございません。用語

の整理をしたというところで、アンダーラインを書いておりますように、「節水の普及啓発」という用語を用いたこと、また④で「近年の経済社会の発展に伴う」という説明の語句を追記したというところが変更点でございます。

続きまして新たな計画の（６）でございます。ここは渇水に関する記述でございますが、現行計画では前段に降雨状況等の変化により、利水安全度が低下しているという趣旨を記述してございました。改定案では、降雨状況の変化を踏まえて安定供給するという方針と致しましたので、結果的に、後段の渇水対策に相当する記述のみが残ることになりました。

この渇水対策に加えまして、既存施設の有効活用方策や水利調整について追記しておりますが、ここは案文を読み上げさせていただきます。

「渇水に対する適正な安全性の確保のため、異常渇水対策の推進とともに、既存施設の有効活用方策、各利水者の水資源開発水量等を適正に反映した都市用水等の水利用調整の有効性等及びこれまでの地域における水利用調整の考え方等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする」、こういった記述をしております。

残る２つの事項につきましては、番号のスライドのみで、内容の変更はございません。

以上が新旧対照表を用いました新たな計画の御説明でした。

続きまして８ページ、筑後川水系における水資源開発基本計画（案）でございますが、これはただいま説明を致しました新旧対照表で言いますと、右側の変更案を抜き出したものでございます。

その計画案が８ページから１１ページまでございますが、その後、１２ページ、１３ページに説明資料を添付してございます。計画案を公表致します場合には、この説明資料を添付するということを従来から行ってございます。この説明資料につきましては、第２回部会におきまして御説明しました内容と変更がございませんので、内容の御説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございましたが、変更計画案の御説明を終わらせて頂きます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

ただいま御説明頂きましたのは、基本計画の中身につきまして、現行計画との変更点を中心に、A 3の大きな資料でまず説明頂きまして、それに続くものとしまして、基本計画の本文に当たる案文について御説明を受けました。ただし、この案文の説明資料につきましては、前回の部会で皆さんに見て頂いたものと同じでございますので、内容の説明は省略されたということでございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、皆様方から忌憚のない御意見を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

【委員】 それではよろしいでしょうか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 大体よく練られている基本計画だと思うんですけども、最後の7ページにある、先程読んで頂いた（4）の地下水の適切な利用あるいは規制に関する文言なんですけど、少し内容がわかりづらいのではないかなと思うので、少し文言を考えたほうがいいのではないかなと思うんです。といいますのは、一部の地域で過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したものの、これは現状では鎮静化していることを暗に言っておられるわけですね。

ただし、鎮静化しているんだが、依然として地下水に依存度が高いことから、引き続き基本的には地下水採取の規制、地下水の観測や調査等を行って、その監視をしつつ、適切な地下水の利用を図ると。そういうことによって安定的な水の供給を確保するんだという意味だと思うんですが、そういうふうにはちょっと読みづらいものですから、少しここは文言を修正されたらいかがかなと思います。

【部会長】 まずこの部分の具体的な内容ですけども、これは前回に説明があったわけですね。あれは佐賀県の地方でしたでしょうか。

【事務局】 白石地区です。

【部会長】 そこで地下水の採取があったために地盤沈下が起こってしまったという記録があります。もちろんその地下水はもとに戻りましたので、沈下そのものは鎮静化した。しかし、再度その規模以上の採取があれば、また同じようなことが起こるだろうということに対する配慮を踏まえた案文なんです。今の委員の御質問に対しまして、もう少し具体的に事務局からわかりやすく説明するとしたら、どういうことになるのでしょうか。

【事務局】 今、部会長から御説明頂きましたように、一部の地域というのは、特に象徴的なのは佐賀の白石平野の地区でございます。事実としてそういう過去の現象がありました。だからといって地下水の採取を全くなくすわけにはいかないという趣旨で書いているという意味では、委員御指摘のとおりです。

依然として地下水に対する依存度が高いということは、第2回の部会資料の中にもございましたが、この佐賀平野だけではなくて、フルプランエリア全体で見た時に水道用水については約10%ぐらい地下水に依存している。工業用水について申しますと、約30%ぐら

い地下水に依存しており、多少数字は変わるとしても、今後も地下水に依存していくという仕組みは変わらないだろうと。その中で安定的な供給を確保するという趣旨で書いてございます。

【委員】 私が今、御説明を受けて、やはりちょっとわかりにくいなと思うのは、この地下水をくみ上げたら地盤沈下が起こるから、適正なくみ上げ量として使い方を考えなければいけない。その代替としての水源を供給するということでもないんですね、この文章でいきますと。そのまま地下水を適正な利用でもって使いなさいという主旨の適正に使うということだけを言っており、つまり、地下水の最新の規制等を行い、さらには観測や調査を引き続き行うけれども、その地域についての新たな水源による水を供給するということではないんですね。その辺を確かめさせて頂きたい。

【事務局】 今日は資料としてお配りはしていないんですが、前回の第2回部会の資料として、資料5におきまして需要想定を御説明致しております。現在、過去の地下水の過剰くみ上げにより、特に佐賀県エリア、白石地区あるいは佐賀地区と言われるところで著しい地盤沈下が生じました。過去に水源転換をしながら、地下水のくみ上げを徐々に減らしていったという実績がございます。

例えば今回の佐賀県における工業用水の需要の想定の中で、これは地盤沈下だけではないんですけれども、塩害とか、色々な障害が生じてきているので、政策的に工業水道に持っていくということも加味した需要想定がなされているということは御説明したかと思うんですが、今回、この計画文にしますと、そういうところが全部捨象されていましてこういう文になるんですが、全く転換しないというわけではないと理解致しております。

【部会長】 そうすると、そういう文言を加えるべきかどうかになりますけれども、ここに書かれているのは、地下水採取の規制を行うことと、それから、観測や調査をしっかり引き続き行いなさいということだけですね。

【事務局】 この文言ではそういう意味合いでございます。

【部会長】 ということになりますと、委員いかがですか。

【委員】 大体は色々御説明を受けていて、それはもう理解はしているつもりなんですが、文言上、表現上のわかりにくさということを指摘したかったわけです。もちろん私も、きちんと管理をしつつ、地下水は適正に利用すべきだと思っております。そのこと自体は別に反対しているわけではありませんが、ここの読み取り方が少しわかりにくいかなと。

【事務局】 委員がおっしゃられるとおり、今、具体の書きぶりを申し上げられないの

ですが、「ものの」という接続詞の問題なのか、そこに言葉を追加したほうがより整理されるのか、中身というよりは論理が、こうだからこういうことをこれからやっていくというところについて整理できたらと思いますけれども。

【委員】 今の地下水に関係することなんですけれども、今度の第4次計画案の中に、7ページの今議論になっていた(4)が入ったわけですね。それで、これが入ったということは、2ページの(1)の水の用途別の需要の見通しのところの地盤沈下対策としての地下水の転換になっているんですよ。前はその説明がなかったので転換でもいいんですけども、私、これを頂いてずっと見ていて、この(4)が入っているの、(4)は転換だけじゃないわけですよ。だから、転換という表現でいいのかという疑問がちょっと出たものですから。

【部会長】 その点はどうですか。

【事務局】 この度の計画の中で転換のための需要を、例えば水道ですとか、工業用水の需要として算定する、需要の一つの項目として計上するという事は行っておりません。ただ当地域の地盤沈下の状況をかながみまして、地盤沈下対策としてのそれに寄与する各種事業がございます。工業用水にしても農業用水にしても、その各種事業によって、この地域の地下水の需要が適正に図られるという組み立ての施策が展開されてございます。その施策の上に立ってこの度の需要を想定したということであり、明示的に転換のための需要として現れているわけではありません。

【委員】 それで、この転換の後に合理的な水利用等を考慮してという形に書いてありますよね。ですから、我々は内容をよくわかっているのでもいいんですけども、最初に読まれた方はちょっとそここのところがわかりづらいんじゃないかなと。現行の第3次計画の時には別にそういう説明がなかったんですけども、今回は説明が入っており、地下水の転換というところで切れていますので、地下水の転換も含めて適切な利用とか、何かそんな表現がわかりやすいのかなと感じたものですから。

【部会長】 現実に転換も考えるということは計画の中に入っているわけですね。この地域ではなくても。

【事務局】 案文には、過去に地下水の採取により著しい地盤沈下が発生したのは、このフルプランエリア全体の中では一部であるという事実を的確に記述したところでございます。

【部会長】 そこは転換しないと。現実に転換しない。けども、全体の計画の基本的

な考え方の中では転換するという事も考えているということですか。

【事務局】 そうです。水源をどこに依存するのかと検討する際に、各県とも、将来どの程度地下水に依存できるかを現状に即して判断をされております。需要算定のプロセスで、差し引きした結果として新たなダムに幾ら乗らなくてはならないのかを決定しております。

【部会長】 いずれにしても誤解されるような文章では具合が悪いわけですから、この7ページ右上の中で、一部の地域でこういう地盤沈下が発生したけれども、ここでは代替の水源に転換するという事は考えていないということは確かですね。

【事務局】 地下水転換事業というそれだけを単目的にする形の事業を起こす予定があるかと言われれば、それはないということなんです。ある事業の中でこれからの水源配分をどう考えましょうという時に、ここは地下水をそれなりにコントロールしなければいけない地域だということで、地下水依存はそこそこに抑えましょうという1つの事業の中でそういう要素を加味しながら、水源配分を考えていくということは現実の話としてあります。ある事業がここの地下水を転換するためにこの新規事業を起こす、地下水転換の単目的事業を起こすという意味での個別事業は、それ自体ではここでは今計画されてはいない。まず基本的な理解として、それをどう表わしていくのがいいのかと。

【部会長】 そういうことですね。委員、どうぞ。

【委員】 関連するので、少しだけ実情を申し上げますと、佐賀平野では過去、確かに地盤沈下が起こってまいりました。それで筑後佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱というのができまして、今、ちょうど20年がたって見直しが行われて、その案ができた状態のところですよ。

それで、実情は現在、佐賀地区では年間600万トンという目標がありまして、これはもう達成されておまして、沈下がほとんど終わっております。

一方、白石地区では年間300万トンという目標が出されているんですが、それがなかなか守られていない。年間平均して600万トン、700万トン使ってまいりました。ところが平成13年度から、そのうち水道用に使われていた400万トンは地表水で供給され始めたんですね。それでほとんど沈下がおさまったんです。ただ、今後渇水状態が来ますと、やはり年間1,000万トンを超えるような需要が出てきますので、やはりそこで沈下が大きく起こる可能性は十分あり得るということです。

ですから、ここの(4)で書かれているのは、年間600万トンが佐賀地区、300万トンが

白石地区、それを使っている限りは問題ないとのこと。しかし、それを大きく超えないように監視はしていきたい。ただそれを超えるような需要もあるから、それはそれで考えてほしいという、そういう2つのことが一緒に書かれたような感じが致します。

以上です。

【部会長】 どうも御説明ありがとうございます。

そうしますと、そういう実態とこれからの考えを踏まえて、誤解のないような文案に考え直す必要があるのではないかと委員のような感じで受けとめられてしまうということになりますので、この点について御検討頂きたいと思います。この点につきましては最終的にどうするかを諮らせて頂きます。

他にございませんか。委員どうぞ。

【委員】 横長の6ページのところの大きな項目3の総合的な開発及び利用の合理化の(3)のところですが、総合的な開発と利用の合理化プラス環境の保全について、詳細に書いてくださっているので大変ありがたいと思うんです。この水資源開発基本計画としては、水を利用する側に重点があるのは当然なんです、その枠組みを少し超えているとは思いますが、河口のところの汽水域においては、水の出す位置によって、つまり排水の条件によって状況が変わってくる。だから取るほうに対して、それから水を出すほうというの、利用の合理化というか、使った後の対応としては大事で、そういうのは基本計画の枠から多分外れるだろうということは想定しているんですが、この(3)の中にそういうものも含まれているというふうに読んでいいのかわかりたい。

【部会長】 事務局ではどのように考えておられますか。

【事務局】 今回、(3)につきましては、「流域での健全な水循環を重視しつつ」というフレーズ、あるいは「適正な土砂管理」というフレーズを追加させて頂いているとともに、「さらに」という1文をつけ加えているわけでございます。「健全な水循環」という短いワードでございますが、その中にはそういうものも含まれていると我々は理解を致しております。

【部会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

他に御意見ございますか。どうぞ。

【委員】 7ページでございますが、現行計画の(5)の書きぶりが「利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている」となっており、これが次期計画では「適正な安全性の確保のため、異常渇水対策の推進とともに云々」とされています。この点は確認だけ

でございますが、現行計画の（５）の書きぶりというのはこういう異常渇水に対する危機感というのが感じられるわけですが、次期計画の（６）では多少そういうところについては軽減されているのかなとも見えるんですが、どうも色々御説明を伺いますと、こういう河川の流況というのは決して改善されていないということもあるんですが、そのあたりはどう理解すればよろしいでしょうか。

【事務局】　今回、先程御説明する中でも多少触れたんですが、現行計画の（５）には「近年、降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている」という状況の記述をさせて頂いております。この部分につきましては、この前段の１の水の用途別の需要の見通し及び供給の目標という中で、主な水資源開発施設というのは昭和30年代に計画をされ、その当時の流況をもとに何トン開発できますということに基づいて現行計画はできておりました。

ただこういう状況がありましたので、今回の計画立案に当たっては、近年の20年間、これは前回の部会でも御説明したんですが、全国的にも少雨の傾向がありますし、降る年、降らない年のばらつきが非常に大きい。これは水資源を利用する立場の者にとっては、非常に利用しづらいといえますか、不安定化が進んでいるというふうに理解できるんだろうと思いますし、今回、そういう状況が筑後川でも見受けられました。

そういうことで、近年の20年間の実際の流況をベースに、過去の水資源開発施設の実力が、そういう中でどの程度供給できるんだろうか、また新しい施設としてもどの程度そういう状況で供給できるんだろうかということを考慮し、１番のところでは需要と供給の見通しのバランスを考えております。そういう意味では、ここの部分は計画の前段のほうで今回取り込んでおりますので、７ページの記述から外しているということでございます。

さらに、だから安全だったんだ、安定したんだということは決して言えないわけで、利用できる水は極めて不安定な資源でございますので、当然渇水というのは起こり得ます。過去も、特に昭和53年の福岡大渇水、あるいは平成6年も大きな渇水があったわけでございます。そういうことは起こり得るわけございまして、そういうことについて色々な観点から議論しておきましょうという趣旨で、この文章を書かせて頂いたということでございます。

【委員】　そうすると、趣旨としてはかなり実績が出て、色々な渇水状態でもこれぐらいの取水は可能であるということで、多少はコントロールができるようになってきているという認識をされているということなんですか。

【事務局】 決してそういう認識をしているということではなくて、いずれも10年に1回程度の渇水において、それぞれの水道用水、工業用水、あるいは農業用水について、筑後川の表流水に依存しているそれらの用水の供給の安定を図ろうということです。10年に1回という概念は基本的には一緒なのでございます。ただそれを評価する河川の水の流れの状況の変化をとらえて、今回書き込んでいる。そういう意味では、昔に比べて、確かに供給施設をつくってきまして、できる以前よりは安全度は上がっているんですが、現状において10年に1回程度の渇水に対する対応が十分達成して云々という認識を致しているわけではございません。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にございますか。

【委員】 これはどこが悪いというわけではありませんけれども、ただいまの委員の御意見と関連するんですけれども、利水安全度が低下しているけれども、10分の1という確率に保つような対応が今回はできた、計画の中に織り込めた。ただし、だからといってこれから異常気象等があって、渇水の頻度は改善されていくとは思えないという受けとめ方だと思ってしまうんですけれども、それじゃ、今後だんだんとそういうことになって、流況があまり好ましい状態が今後期待されないという方向に向かっていくとすれば、それに対してどういうことを考えないといけないかということは、この基本計画の中にははっきりとは書かれていないように思うんですね。そういったものは一体どこで討議することになるのでしょうか。

これは地球温暖化等々に関連して、今後避けられない1つの傾向だと見て、今の状態であれば差し支えないと思うんですけれども、そういった基本的な水資源の確保と、それも表流水から確保するということになる、そういう流況の悪さが今後影響してくることに対応するための、それこそ基本の基本となるような考え方ですね。

【事務局】 その話は、私どもとしても非常に気になっている部分であります。おそらく何々川部会とか、ある河川ごとに議論できる状態までの具体的な条件が整っている訳ではないと思われませんが、少なくともここ20年ごろで確かに世界的に見て気温が急上昇しているというのが観測されていますし、あるシミュレーションの分析でいけば、かなりのところは人為的な影響として推測できるのではないのでしょうか。

そういうことを前提にしますと、単なるこの20年間の観測結果ということだけではなく

て、もう少し先までのそういう傾向について、他の打ち消す自然現象としての要素とかが様々あるでしょうから、必ずそうなるかというのは別として、ある種の基本的な傾向としてはあるだろうと思います。

そういった流れがいわば水資源問題にどういう影響を及ぼして、今の時点で私どもとしてどういう態度で臨むか、今とり得る対応というのは、きちんと見ているというレベルなのか、ある頭の体操をしているというレベルなのか、ある事業を考えるというレベルか、色々とり得る選択というのはあるんだろうと思うんです。

私ども、今やっているところはそういったものが水に対して跳ね返ってくるとすると、特に水資源としての低水のほうに跳ね返ってくると、どんなことが考えられるだろうかということを、研究者の皆さん方のお力をかりながら勉強しているところであります。

そういったところがまとまった段階で、少し広い場で議論して頂いて、今、水資源に携わる行政としては、このレベルのことまではきちんとやっておいてしっかり見ておくほうがいいのか、そういうものを議論し、方針を決めていく。そのこのところである兆候が出たら、次の段階へ行くとか、これからの見通しというものを、多くの人を交えた形で議論していく必要があると思っております。

今、私どもはそういう議論をするためのいわば素材の整理につきまして、シミュレーション結果等を水資源の形で表現し、従来のものというのはほとんどが気温での表示でなされていますので、水の問題に置き換えたらどういう形になるかといったようなところについて、勉強を進めているところでございます。

【部会長】 ありがとうございます。

この際、細かいところの御指摘もあるかと思いますが、そういったものも含めまして、全体を見て頂いて、何か御意見ございましたらお聞かせください。

ございませんか。

本日の審議はこの部会として取りまとめる案文を決定して頂くということでございます。そういうことで、この案文について具体的な点も含めて色々御意見を伺ったところですが、これ以上御意見がないとすれば、先程頂きました7ページの(4)のところの書き方が誤解を招いてはいけないので、本来基本計画に沿った形で見た場合に、少し修文する必要があるのではないかという御指摘だったと思います。

まずその修文につきましては、この場で簡単に修文できるというようにも思えませんので、この部分の修文につきましては、後ほど私が事務局と相談した上で修正案をつくり、

それを私が承認した上で、かつ必要があればまた委員の先生方にちょっと見て頂くということも含めまして、そのような取り扱いにさせて頂くということによろしくございますか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、その部分はそのように扱わせて頂くとして、それ以外の案文につきましては、特段言葉の上でも変更がないと思われますので、修文の扱い方も含めまして、今日の事務局から提起して頂きましたこの基本計画の案をこの案文でお認め頂くということによろしくございますか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、そのような扱いをした上で、私が今後、国土審議会水資源開発分科会に報告したいと思しますので、その点もひとつ御了承頂きたいと思します。

これまで3回にわたり、この筑後川部会におきまして次期基本計画案を、色々重要な御指摘を頂きながら審議して頂きました。何しろ筑後川部会で扱っている水資源問題というのは、資源量そのもののあまり豊富でないところでもありますし、その反面、福岡地域におきましては、この前、委員の御説明もありましたように、かなり節水意識の高いところでございます、給水人口の7割ぐらいがそれを意識している。

しかし、このように一応数字の上で確保されたとしても、渇水というのはこれ以上の渇水が起こるわけでございますので、そういった時に節水意識をそれ以上強要するということも限界に来ているのではないかというお話もございまして、結局は長期にわたってこの基本計画を実施する中で、今、事務局が発言したように、色々とその次の手を打っていくような施策を、皆さんとともに知恵を絞っていくということになろうかと思します。

そういうことで、色々貴重な御意見を頂きました、ここの部会の案としてお認め頂いた基本計画が出来上がったということになります。色々御協力頂きましたことにつきましてお礼を申し上げます。

それでは、その他で何かございますか。

【事務局】 それでは、今後の予定につきまして簡単に御説明をさせていただきます。

先程御指摘がありました計画案文、3の(4)の表現につきましては、後ほど部会長とも相談をさせて頂きまして、成案にさせて頂き、その後、水資源開発分科会の開催を考え

ております。

また、さらに関係県の知事への意見聴取、また関係省との協議の手続を踏まえまして、次期計画を策定してまいりたいと考えております。

また本日の議事につきましては、要点をまとめましたものを明日までに公表する予定でございます。それと併せまして、本日の資料、また議事録につきましては、順次準備が整い次第公表することと致しております。

なお、議事録につきましては、後ほど、公表前に委員の先生方に内容の確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、最後になりますが、事務局から一言ごあいさつを申し上げます。

【事務局】 先生方、本当にお忙しい中、筑後川部会をこれまで3回にわたって御審議頂き、一部これから部会長と御相談させて頂く部分もございませうが、部会としてのこの案をおまとめ頂き、本当にありがとうございます。心から御礼申し上げる次第でございます。

先程、事務局からも申し上げましたように、今日頂いた意見を基にしながら、一部修正を加えて、今度の分科会での御議論を頂き、その後、閣議決定、基本計画としての決定といった水促法に基づく手続を進め、新しい筑後川水系における計画を確定したいと思っております。

本当に皆様方全員にありがとうございましたと感謝申し上げますとともに、部会長におかれましては、座長として御尽力頂き、また、お取りまとめも頂き、心から感謝申し上げます。今後とも一層の御指導、御鞭撻をお願いして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 それでは、以上をもちまして本日の国土審議会水資源開発分科会第3回筑後川部会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

— 了 —